

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和2年11月6日)

京都労働局長(当局)は、令和2年11月6日(金)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

職場における新型コロナウイルス感染防止措置を速やかに講じること、また、十分な備品の確保を行うこと。

【当局】

新型コロナウイルスの感染防止策として、必要な物品の設置並びに備蓄を順次進めているところ。引き続き職場における感染防止に努めてまいりたい。

2 【全労働京都支部】

公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善し、景気回復につながる十分な賃上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染リスクの高い窓口等で業務に従事する職員・非常勤職員に対する処遇の改善を図ること。

【当局】

給与水準の引き下げや地域手当の支給割合見直しなどは、職員の士気にもかかわるものと認識している。

職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えたい。

3 【全労働京都支部】

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇、給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化な第一線の職場で、労働行政推進のために働いていただき、いずれの職場においても欠くことができない存在になっている。

引き続き、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えたい。